

四半期報告書

(第11期第2四半期)

株式会社 **みなと銀行**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 4 |
| 3 【関係会社の状況】 | 4 |
| 4 【従業員の状況】 | 4 |
| 第2 【事業の状況】 | 5 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 5 |
| 2 【事業等のリスク】 | 5 |
| 3 【経営上の重要な契約等】 | 5 |
| 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 5 |
| 第3 【設備の状況】 | 20 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 21 |
| 1 【株式等の状況】 | 21 |
| 2 【株価の推移】 | 23 |
| 3 【役員の状況】 | 23 |
| 第5 【経理の状況】 | 24 |
| 1 【中間連結財務諸表】 | 25 |
| 2 【その他】 | 64 |
| 3 【中間財務諸表】 | 65 |
| 4 【その他】 | 84 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 85 |

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月26日

【四半期会計期間】 第11期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藪本信裕

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 前田哲治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号
株式会社みなと銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 宮坂利影

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行大阪支店
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成19年度 中間連結 会計期間 | 平成20年度 中間連結 会計期間 | 平成21年度 中間連結 会計期間 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日) | (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日) | (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日) | (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日) | (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 40,881 | 38,109 | 36,013 | 81,610 | 74,801 |
| 連結経常利益 (△は連結経常損失) | 百万円 | 6,958 | △3,219 | 4,174 | 8,770 | △9,007 |
| 連結中間純利益 (△は連結中間純損失) | 百万円 | 3,726 | △4,505 | 1,362 | — | — |
| 連結当期純利益 (△は連結当期純損失) | 百万円 | — | — | — | 5,757 | △9,312 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 101,658 | 94,470 | 93,188 | 99,852 | 88,721 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 2,786,652 | 2,812,343 | 2,875,590 | 2,810,282 | 2,872,916 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 245.37 | 228.56 | 225.69 | 241.29 | 214.64 |
| 1株当たり中間純利益 金額 (△は1株当たり中間純 損失金額) | 円 | 9.07 | △10.97 | 3.32 | — | — |
| 1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり当期純 損失金額) | 円 | — | — | — | 14.02 | △22.68 |
| 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 | 円 | — | — | — | — | — |
| 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 | 円 | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率 | % | 3.61 | 3.33 | 3.22 | 3.52 | 3.06 |
| 連結自己資本比率 (国内基準) | % | 9.56 | 9.37 | 9.68 | 9.72 | 9.37 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | △13,349 | 52,919 | 49,917 | △21,273 | 61,618 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 3,384 | △64,030 | △51,535 | 10,101 | △65,449 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | △1,642 | △1,642 | △3,003 | △1,645 | △1,645 |
| 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 | 百万円 | 50,041 | 36,069 | 38,728 | 48,821 | 43,361 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 2,297 [893] | 2,396 [931] | 2,473 [858] | 2,289 [897] | 2,396 [917] |

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情

報」に記載しております。

- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第9期中 | 第10期中 | 第11期中 | 第9期 | 第10期 |
|----------------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決算年月 | | 平成19年9月 | 平成20年9月 | 平成21年9月 | 平成20年3月 | 平成21年3月 |
| 経常収益 | 百万円 | 36,794 | 35,233 | 33,608 | 73,587 | 69,349 |
| 経常利益 (△は経常損失) | 百万円 | 6,211 | △2,814 | 4,257 | 7,342 | △9,182 |
| 中間純利益 (△は中間純損失) | 百万円 | 3,084 | △3,573 | 1,435 | — | — |
| 当期純利益 (△は当期純損失) | 百万円 | — | — | — | 4,229 | △8,850 |
| 資本金 | 百万円 | 27,484 | 27,484 | 27,484 | 27,484 | 27,484 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 410,940 | 410,940 | 410,940 | 410,940 | 410,940 |
| 純資産額 | 百万円 | 100,137 | 93,360 | 91,801 | 97,625 | 87,200 |
| 総資産額 | 百万円 | 2,771,221 | 2,797,973 | 2,862,386 | 2,794,620 | 2,859,400 |
| 預金残高 | 百万円 | 2,530,554 | 2,584,293 | 2,664,896 | 2,555,795 | 2,621,453 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 2,205,637 | 2,240,765 | 2,243,361 | 2,236,307 | 2,249,888 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 393,117 | 445,059 | 496,338 | 383,950 | 471,184 |
| 1株当たり配当額 | 円 | — | — | — | 4.00 | — |
| 自己資本比率 | % | 3.61 | 3.33 | 3.20 | 3.49 | 3.04 |
| 単体自己資本比率 (国内基準) | % | 9.56 | 9.42 | 9.72 | 9.71 | 9.40 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 1,886 [685] | 2,027 [712] | 2,090 [653] | 1,879 [690] | 2,020 [703] |

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 4 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(人) | 2,473 [858] |
|---------|----------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員844人を含んでおりません。
また、取締役を兼務しない執行役員9人は従業員数に含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(人) | 2,090 [653] |
|---------|----------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員642人を含んでおりません。
また、取締役を兼務しない執行役員9人は従業員数に含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生していません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日～平成21年9月30日）の兵庫県経済は、生産や輸出が下げ止まりの動きを示し、企業の景況感にも一部改善がみられるようになりましたが、設備投資は企業収益の悪化等から減少し、雇用・所得環境が厳しさを増す中で、個人消費は弱い動きとなるなど、全体として引続き厳しい状況で推移しました。

このような環境下、当行グループ（当行及び連結子会社）は「みなとブランドの醸成」「顧客ニーズ対応力の強化」ならびに「経営管理態勢の強化」を図るべく、中期経営計画「MINATO10（テン）」の諸施策を推進した結果、当第2四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

（主要勘定）

預金の当中間連結会計期間末残高は、個人預金の減少を主因として、前四半期連結会計期間末比342億17百万円減少の2兆6,620億69百万円となりました。一方、貸出金の当中間連結会計期間末残高は、法人向け貸出が減少したこと等により、前四半期連結会計期間末比272億32百万円減少の2兆2,387億9百万円、有価証券の当中間連結会計期間末残高は、前四半期連結会計期間末比394億97百万円減少の4,928億33百万円となりました。

（損益）

当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日～平成21年9月30日）の経常収益は、貸出金利息が利回り低下を主因として前第2四半期連結会計期間比13億38百万円の減少に加え、投資信託販売等による役員取引等収益が前第2四半期連結会計期間比5億98百万円減少したことから、経常収益は前第2四半期連結会計期間比18億17百万円減少の179億52百万円となりました。

一方、経常費用は、預金利息、貸倒引当金繰入額等の減少により前第2四半期連結会計期間比73億27百万円減少し、163億77百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結会計期間比55億9百万円増加の15億75百万円、四半期純利益

は前第2四半期連結会計期間比34億70百万円増加の2億18百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、銀行業での経常収益は、前第2四半期連結会計期間比15億16百万円減少の169億88百万円、経常利益は、前第2四半期連結会計期間比54億57百万円増加の16億26百万円、その他の事業での経常収益は、前第2四半期連結会計期間比3億45百万円減少の11億9百万円、経常損失は、前第2四半期連結会計期間比29百万円減少の45百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の国内業務部門は、前第2四半期連結会計期間に比べ、資金運用収支が789百万円減少、役務取引等収支が584百万円減少、その他業務収支が818百万円増加いたしました。

当第2四半期連結会計期間の国際業務部門は、前第2四半期連結会計期間に比べ、資金運用収支が9百万円増加、役務取引等収支が7百万円減少、その他業務収支が72百万円減少いたしました。

以上により、前第2四半期連結会計期間に比べ、当第2四半期連結会計期間の全体の資金運用収支は、779百万円減少、役務取引等収支は591百万円減少、その他業務収支が745百万円増加いたしました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|-----------|--------------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 11,527 | 129 | — | 11,656 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 10,738 | 138 | — | 10,877 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 13,881 | 199 | 12 | 14,068 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 12,422 | 183 | 30 | 12,575 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,353 | 70 | 12 | 2,412 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,683 | 44 | 30 | 1,698 |
| 役務取引等収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,429 | 66 | — | 2,495 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,844 | 58 | — | 1,903 |
| うち役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 3,266 | 80 | — | 3,347 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,679 | 70 | — | 2,749 |
| うち役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 837 | 14 | — | 852 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 834 | 11 | — | 846 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 580 | 209 | — | 790 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,399 | 136 | — | 1,535 |
| うちその他業務収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,411 | 209 | — | 1,620 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1,962 | 136 | — | 2,098 |
| うちその他業務費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 830 | — | — | 830 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 562 | — | — | 562 |

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益について、国内業務部門は2,679百万円、国際業務部門は70百万円となりました。その結果、全体では2,749百万円となりました。全体の収益のうち、主なものは「預金・貸出業務」「為替業務」「代理業務」「保証業務」「投資信託関係業務」で90.73%を占めております。

また、当第2四半期連結会計期間の役務取引等費用について、国内業務部門は834百万円、国際業務は11百万円となりました。その結果、全体では846百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|--------------|--------------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 3,266 | 80 | — | 3,347 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,679 | 70 | — | 2,749 |
| うち預金・貸出業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 887 | 3 | — | 891 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 620 | 3 | — | 624 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 735 | 76 | — | 812 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 689 | 65 | — | 755 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 43 | — | — | 43 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 44 | — | — | 44 |
| うち代理業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 432 | — | — | 432 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 383 | — | — | 383 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 1 | — | — | 1 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 1 | — | — | 1 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 262 | 1 | — | 263 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 249 | 0 | — | 250 |
| うち投資信託関係業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 606 | — | — | 606 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 481 | — | — | 481 |
| 役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 837 | 14 | — | 852 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 834 | 11 | — | 846 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 156 | 14 | — | 170 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 142 | 11 | — | 154 |

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|---------|------------|-----------|---------|----------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 平成20年9月30日 | 2,567,394 | 14,447 | — | 2,581,841 |
| | 平成21年9月30日 | 2,640,085 | 21,983 | — | 2,662,069 |
| うち流動性預金 | 平成20年9月30日 | 1,429,535 | — | — | 1,429,535 |
| | 平成21年9月30日 | 1,444,990 | — | — | 1,444,990 |
| うち定期性預金 | 平成20年9月30日 | 1,114,582 | — | — | 1,114,582 |
| | 平成21年9月30日 | 1,174,553 | — | — | 1,174,553 |
| うちその他 | 平成20年9月30日 | 23,277 | 14,447 | — | 37,724 |
| | 平成21年9月30日 | 20,541 | 21,983 | — | 42,525 |
| 譲渡性預金 | 平成20年9月30日 | 7,564 | — | — | 7,564 |
| | 平成21年9月30日 | 7,345 | — | — | 7,345 |
| 総合計 | 平成20年9月30日 | 2,574,958 | 14,447 | — | 2,589,405 |
| | 平成21年9月30日 | 2,647,431 | 21,983 | — | 2,669,415 |

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

| 業種別 | 平成20年9月30日 | |
|-------------------------|----------------|------------|
| | 貸出金残高 (百万円) | 構成比 (%) |
| 国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分) | 2,236,691 | 100.00 |
| 製造業 | 258,347 | 11.55 |
| 農業 | 1,185 | 0.05 |
| 林業 | 25 | 0.00 |
| 漁業 | 396 | 0.02 |
| 鉱業 | 1,163 | 0.05 |
| 建設業 | 118,081 | 5.28 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 3,088 | 0.14 |
| 情報通信業 | 17,731 | 0.79 |
| 運輸業 | 91,769 | 4.10 |
| 卸売・小売業 | 268,326 | 12.00 |
| 金融・保険業 | 53,134 | 2.38 |
| 不動産業 | 439,651 | 19.66 |
| 各種サービス業 | 291,043 | 13.01 |
| 地方公共団体 | 50,470 | 2.26 |
| その他 | 642,274 | 28.71 |
| 特別国際金融取引勘定分 | 959 | 100.00 |
| 政府等 | — | — |
| 金融機関 | — | — |
| その他 | 959 | 100.00 |
| 合計 | 2,237,650 | — |

| 業種別 | 平成21年9月30日 | |
|-----------------------|----------------|------------|
| | 貸出金残高 (百万円) | 構成比 (%) |
| 国内 (除く特別国際金融取引勘定分) | 2,237,908 | 100.00 |
| 製造業 | 256,716 | 11.47 |
| 農業, 林業 | 1,278 | 0.06 |
| 漁業 | 385 | 0.02 |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 1,287 | 0.06 |
| 建設業 | 105,597 | 4.72 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4,429 | 0.20 |
| 情報通信業 | 15,993 | 0.71 |
| 運輸業, 郵便業 | 94,323 | 4.21 |
| 卸売業, 小売業 | 249,342 | 11.14 |
| 金融業, 保険業 | 45,133 | 2.02 |
| 不動産業, 物品賃貸業 | 454,522 | 20.31 |
| 各種サービス業 | 241,685 | 10.80 |
| 地方公共団体 | 127,532 | 5.70 |
| その他 | 639,681 | 28.58 |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | 801 | 100.00 |
| 政府等 | — | — |
| 金融機関 | — | — |
| その他 | 801 | 100.00 |
| 合計 | 2,238,709 | — |

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日～平成21年9月30日）におけるキャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、298億57百万円の支出（前第2四半期連結会計期間比462億33百万円増）となりました。

これは、主に預金が減少したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、394億9百万円の収入（前第2四半期連結会計期間比216億47百万円減）となりました。

これは、主に有価証券の売却・償還によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、30億円の支出（前第2四半期連結会計期間比29億11百万円減）となりました。

これは、主に劣後特約付借入金の返済を行ったことによるものです。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、387億28百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減 (百万円) (B)－(A) |
|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 業務粗利益 | 27,381 | 27,135 | △245 |
| 経費(除く臨時処理分) | 16,653 | 15,734 | △918 |
| 人件費 | 8,356 | 7,902 | △453 |
| 物件費 | 7,390 | 6,936 | △454 |
| 税金 | 906 | 895 | △10 |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) | 10,727 | 11,400 | 672 |
| コア業務純益 | 10,300 | 9,025 | △1,275 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 1,606 | 592 | △1,014 |
| 業務純益 | 9,120 | 10,807 | 1,687 |
| うち債券関係損益 | 427 | 2,375 | 1,947 |
| 臨時損益 | △11,935 | △6,550 | 5,384 |
| 株式関係損益 | △152 | △86 | 66 |
| 不良債権処理損失 | 11,977 | 6,116 | △5,860 |
| 貸出金償却 | 2 | 8 | 6 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | 11,757 | 5,839 | △5,917 |
| 債権売却損等 | 217 | 268 | 50 |
| その他臨時損益 | 194 | △347 | △542 |
| 経常利益(△は経常損失) | △2,814 | 4,257 | 7,071 |
| 特別損益 | △391 | △407 | △15 |
| 固定資産処分損益 | △410 | △46 | 364 |
| 償却債権取立益 | 18 | 3 | △15 |
| 減損損失 | — | 364 | 364 |
| 税引前中間純利益(△は税引前中間純損失) | △3,206 | 3,849 | 7,055 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 81 | 1,697 | 1,615 |
| 法人税等調整額 | 285 | 717 | 431 |
| 法人税等合計 | 367 | 2,414 | 2,047 |
| 中間純利益(△は中間純損失) | △3,573 | 1,435 | 5,008 |

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

6 コア業務純益とは、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)から債券関係損益を除いた金額であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減 (%) (B) - (A) |
|---------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| (1) 資金運用利回 ① | 1.99 | 1.77 | △0.22 |
| (イ) 貸出金利回 | 2.24 | 1.98 | △0.26 |
| (ロ) 有価証券利回 | 0.96 | 0.96 | 0.00 |
| (2) 資金調達原価 ② | 1.57 | 1.37 | △0.20 |
| (イ) 預金等利回 | 0.28 | 0.19 | △0.09 |
| (ロ) 外部負債利回 | 2.91 | 2.62 | △0.29 |
| (3) 総資金利鞘 ①-② | 0.42 | 0.40 | △0.02 |

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減 (%) (B) - (A) |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前) | 22.40 | 25.40 | 3.00 |
| 業務純益ベース | 19.05 | 24.08 | 5.03 |
| コア業務純益ベース | 21.51 | 20.11 | △1.40 |
| 中間純利益ベース | — | 3.19 | — |

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減 (百万円) (B) - (A) |
|----------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 預金 (末残) | 2,584,293 | 2,664,896 | 80,602 |
| 預金 (平残) | 2,576,178 | 2,669,882 | 93,704 |
| 貸出金 (末残) | 2,240,765 | 2,243,361 | 2,596 |
| 貸出金 (平残) | 2,200,406 | 2,249,994 | 49,588 |

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減 (百万円) (B) - (A) |
|---------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 個人 | 2,072,336 | 2,120,618 | 48,281 |
| 一般法人 | 457,613 | 485,461 | 27,848 |
| 金融機関・公金 | 39,895 | 36,832 | △3,062 |
| 合計 | 2,569,845 | 2,642,912 | 73,066 |

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減 (百万円) (B) - (A) |
|----------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 消費者ローン残高 | 740,749 | 753,931 | 13,181 |
| 住宅ローン残高 | 717,038 | 733,753 | 16,715 |
| その他ローン残高 | 23,711 | 20,178 | △3,533 |

(4) 中小企業等貸出金

| | | 前中間会計期間 (A) | 当中間会計期間 (B) | 増減 (B) - (A) |
|--------------|-------|----------------|----------------|-----------------|
| 中小企業等貸出金残高 | ① 百万円 | 1,865,523 | 1,779,066 | △86,456 |
| 総貸出金残高 | ② 百万円 | 2,239,805 | 2,242,560 | 2,754 |
| 中小企業等貸出金比率 | ①/② % | 83.28 | 79.33 | △3.95 |
| 中小企業等貸出先件数 | ③ 件 | 110,103 | 104,839 | △5,264 |
| 総貸出先件数 | ④ 件 | 110,530 | 105,266 | △5,264 |
| 中小企業等貸出先件数比率 | ③/④ % | 99.61 | 99.59 | △0.01 |

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

| 種類 | 前中間会計期間 | | 当中間会計期間 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 口数(件) | 金額(百万円) | 口数(件) | 金額(百万円) |
| 手形引受 | 2 | 24 | — | — |
| 信用状 | 780 | 3,342 | 745 | 3,519 |
| 保証 | 4,427 | 15,740 | 4,019 | 13,909 |
| 計 | 5,209 | 19,107 | 4,764 | 17,429 |

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出において、銀行は先進的計測手法を、連結子会社は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成20年9月30日 | 平成21年9月30日 |
|----------------------------|----------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 27,484 | 27,484 |
| | うち非累積的永久優先株 | — | — |
| | 新株式申込証拠金 | — | — |
| | 資本剰余金 | 49,483 | 49,483 |
| | 利益剰余金 | 16,512 | 13,067 |
| | 自己株式(△) | 118 | 122 |
| | 自己株式申込証拠金 | — | — |
| | 社外流出予定額(△) | — | — |
| | その他有価証券の評価差損(△) | — | — |
| | 為替換算調整勘定 | — | — |
| | 新株予約権 | — | — |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 629 | 525 |
| | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | — | — |
| | 営業権相当額(△) | — | — |
| | のれん相当額(△) | — | — |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△) | — | — |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) | — | — |
| 計 (A) | 93,990 | 90,438 | |
| うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) | — | — | |
| 補完的項目 (Tier 2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | — | — |
| | 一般貸倒引当金 | 13,521 | 17,118 |
| | 負債性資本調達手段等 | 60,000 | 55,600 |
| | うち永久劣後債務(注2) | 20,000 | 20,000 |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 40,000 | 35,600 |
| | 計 | 73,521 | 72,718 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 71,002 | 65,676 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | — | — |
| 自己資本額 | (A)+(B)-(C) (D) | 164,992 | 156,114 |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 1,646,420 | 1,509,599 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 36,814 | 31,572 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 1,683,234 | 1,541,171 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F) | 77,114 | 71,115 |
| | (参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 6,169 | 5,689 |
| 計 (E)+(F) (H) | 1,760,348 | 1,612,287 | |
| 連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%) | | 9.37 | 9.68 |
| (参考) Tier 1比率=A/H×100(%) | | 5.33 | 5.60 |

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成21年9月30日における自己資本額につきましては、平成20年金融庁告示第79号の特例に基づいて算出しております。

単体自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成20年9月30日 | 平成21年9月30日 |
|----------------------------|---------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | 27,484 | 27,484 |
| | うち非累積的永久優先株 | — | — |
| | 新株式申込証拠金 | — | — |
| | 資本準備金 | 27,430 | 27,430 |
| | その他資本剰余金 | 22,053 | 22,053 |
| | 利益準備金 | 53 | 53 |
| | その他利益剰余金 | 16,022 | 12,181 |
| | その他 | — | — |
| | 自己株式(△) | 118 | 122 |
| | 自己株式申込証拠金 | — | — |
| | 社外流出予定額(△) | — | — |
| | その他有価証券の評価差損(△) | — | — |
| | 新株予約権 | — | — |
| | 営業権相当額(△) | — | — |
| | のれん相当額(△) | — | — |
| | 企業結合により計上される無形固定資産相当額(△) | — | — |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) | — | — |
| 計 (A) | 92,925 | 89,080 | |
| うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) | — | — | |
| うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | — | — | |
| 補完的項目 (Tier 2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | — | — |
| | 一般貸倒引当金 | 12,145 | 15,609 |
| | 負債性資本調達手段等 | 60,000 | 55,600 |
| | うち永久劣後債務(注2) | 20,000 | 20,000 |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 40,000 | 35,600 |
| | 計 | 72,145 | 71,209 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 70,855 | 65,539 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | — | — |
| 自己資本額 (A)+(B)-(C) (D) | 163,780 | 154,619 | |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 1,631,158 | 1,495,314 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 36,182 | 31,082 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 1,667,341 | 1,526,396 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F) | 69,538 | 63,893 |
| | (参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 5,563 | 5,111 |
| 計 (E)+(F) (H) | 1,736,880 | 1,590,290 | |
| 単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%) | | 9.42 | 9.72 |
| (参考) Tier 1比率=A/H×100(%) | | 5.35 | 5.60 |

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成21年9月30日における自己資本額につきましては、平成20年金融庁告示第79号の特例に基づいて算出しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

| 債権の区分 | 平成20年9月30日 | 平成21年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
| | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 312 | 308 |
| 危険債権 | 424 | 450 |
| 要管理債権 | 185 | 54 |
| 正常債権 | 22,014 | 22,070 |

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延面積 (㎡) | 完了年月 |
|----|-----|------------|--------|---------|-------------|--------------------|---------|
| 当行 | — | 大久保駅前支店 | 兵庫県明石市 | 店舗 | — | 178.68 (178.68) | 平成21年7月 |
| 当行 | — | 西神ビル | 神戸市西区 | 情報系システム | — | — | 平成21年9月 |

(注)建物延面積の()内は、借室の面積(うち書き)であります。

その他の事業

該当ありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業

| | 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の内容 | 投資予定金額 (百万円) | | 資金調達 方法 | 着手年月 | 完了予定 年月 |
|----|-----|------------|--------|----|-------|-----------------|------|------------|----------|------------|
| | | | | | | 総額 | 既支払額 | | | |
| 当行 | — | — | 兵庫県尼崎市 | 移転 | 店舗 | 684 | — | 自己資金 | 平成21年11月 | 平成23年4月 |

その他の事業

該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|---------------|
| 普通株式 | 900,000,000 |
| 優先株式 | 100,000,000 |
| 計 | 1,000,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成21年11月26日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------------|--|--------------------|
| 普通株式 | 410,940,977 | 410,940,977 | 東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数は1,000株であります。 |
| 計 | 410,940,977 | 410,940,977 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成21年9月30日 | — | 410,940 | — | 27,484,132 | — | 27,430,716 |

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-------------------------------|------------------|---------------|------------------------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区有楽町1丁目1-2 | 184,828 | 44.97 |
| みなと銀行共栄会 | 神戸市中央区伊藤町107-1 | 20,440 | 4.97 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目6-6 | 12,001 | 2.92 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 6,802 | 1.65 |
| ニッセイ同和損害保険株式会社 | 大阪市北区西天満4丁目15-10 | 6,661 | 1.62 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都中央区新川2丁目27-2 | 6,220 | 1.51 |
| みなと銀行従業員持株会 | 神戸市中央区三宮町2丁目1-1 | 6,076 | 1.47 |
| 住友生命保険相互会社 | 東京都中央区築地7丁目18-24 | 5,203 | 1.26 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11-3 | 4,977 | 1.21 |
| 株式会社東日本銀行 | 東京都中央区日本橋3丁目11-2 | 4,872 | 1.18 |
| 計 | — | 258,082 | 62.80 |

(注) 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株(発行済株式総数に対する割合40.27%)を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 458,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 409,749,000 | 409,749 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 733,977 | — | — |
| 発行済株式総数 | 410,940,977 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 409,749 | — |

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2千株含まれておりません。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社みなと銀行 | 神戸市中央区三宮町2丁目 1番1号 | 458,000 | — | 458,000 | 0.11 |
| 計 | — | 458,000 | — | 458,000 | 0.11 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成21年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 149 | 139 | 149 | 138 | 140 | 138 |
| 最低(円) | 122 | 127 | 130 | 129 | 131 | 121 |

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

なお、執行役員の異動は以下のとおりであります。

(1) 退任執行役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|------|---------------------|-------|-------------|
| 執行役員 | 東京支店長 兼企画部東京事務所長 | 吉田 裕康 | 平成21年10月31日 |

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日) |
|----------------|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | ※7 36,192 | ※7 38,858 | ※7 43,514 |
| コールローン及び買入手形 | 4,329 | 18,568 | 28,323 |
| 買入金銭債権 | 7,080 | 6,509 | 6,138 |
| 商品有価証券 | 677 | 611 | 512 |
| 有価証券 | ※7, ※13 441,828 | ※7, ※13 492,833 | ※7, ※13 467,716 |
| 貸出金 | ※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,237,650 | ※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,238,709 | ※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,246,432 |
| 外国為替 | ※5 5,496 | ※5 5,442 | ※5 5,564 |
| リース債権及びリース投資資産 | 6,166 | 7,237 | 6,855 |
| その他資産 | ※7 34,533 | ※7 30,902 | ※7 30,535 |
| 有形固定資産 | ※9 35,563 | ※9 34,691 | ※9, ※10 35,038 |
| 無形固定資産 | 3,571 | 4,080 | 3,755 |
| 繰延税金資産 | 17,147 | 16,264 | 19,153 |
| 支払承諾見返 | 19,689 | 17,919 | 18,103 |
| 貸倒引当金 | △37,582 | △37,038 | △38,726 |
| 資産の部合計 | 2,812,343 | 2,875,590 | 2,872,916 |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | ※7 2,581,841 | ※7 2,662,069 | ※7 2,618,360 |
| 譲渡性預金 | 7,564 | 7,345 | 2,706 |
| コールマネー及び売渡手形 | — | — | ※7 1,000 |
| 債券貸借取引受入担保金 | ※7 4,933 | — | ※7 16,096 |
| 借入金 | ※11 57,662 | ※11 54,361 | ※11 57,594 |
| 外国為替 | 176 | 142 | 105 |
| 社債 | ※12 5,000 | ※12 5,000 | ※12 5,000 |
| その他負債 | ※7 35,373 | 30,082 | 59,784 |
| 賞与引当金 | 1,044 | 797 | 790 |
| 退職給付引当金 | 3,730 | 3,845 | 3,842 |
| 役員退職慰労引当金 | 251 | 182 | 234 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 606 | 657 | 576 |
| 支払承諾 | 19,689 | 17,919 | 18,103 |
| 負債の部合計 | 2,717,873 | 2,782,401 | 2,784,195 |
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 27,484 | 27,484 | 27,484 |
| 資本剰余金 | 49,483 | 49,483 | 49,483 |
| 利益剰余金 | 16,512 | 13,067 | 11,704 |
| 自己株式 | △118 | △122 | △121 |
| 株主資本合計 | 93,361 | 89,913 | 88,551 |
| その他有価証券評価差額金 | 552 | 2,600 | △512 |
| 繰延ヘッジ損益 | △85 | 131 | 69 |
| 評価・換算差額等合計 | 466 | 2,731 | △442 |
| 少数株主持分 | 642 | 544 | 613 |
| 純資産の部合計 | 94,470 | 93,188 | 88,721 |
| 負債及び純資産の部合計 | 2,812,343 | 2,875,590 | 2,872,916 |

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-----------------------------|--|--|--|
| 経常収益 | 38,109 | 36,013 | 74,801 |
| 資金運用収益 | 28,024 | 25,673 | 55,390 |
| (うち貸出金利息) | 25,116 | 22,768 | 49,788 |
| (うち有価証券利息配当金) | 2,386 | 2,491 | 4,580 |
| 役務取引等収益 | 6,794 | 5,828 | 12,137 |
| その他業務収益 | 2,331 | 3,612 | 5,538 |
| その他経常収益 | ※1 960 | ※1 899 | ※1 1,735 |
| 経常費用 | 41,329 | 31,839 | 83,809 |
| 資金調達費用 | 4,762 | 3,468 | 8,644 |
| (うち預金利息) | 3,647 | 2,575 | 6,507 |
| 役務取引等費用 | 1,688 | 1,672 | 3,208 |
| その他業務費用 | 1,311 | 947 | 2,603 |
| 営業経費 | 18,014 | 17,441 | 35,242 |
| その他経常費用 | ※2 15,552 | ※2 8,309 | ※2 34,109 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △3,219 | 4,174 | △9,007 |
| 特別利益 | 28 | 7 | 35 |
| 固定資産処分益 | — | — | 1 |
| 償却債権取立益 | 28 | 7 | 34 |
| 特別損失 | 410 | 412 | 922 |
| 固定資産処分損 | 410 | 47 | 695 |
| 減損損失 | — | ※3 364 | ※3 226 |
| 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△) | △3,602 | 3,769 | △9,894 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 266 | 1,780 | 174 |
| 法人税等調整額 | 781 | 714 | △592 |
| 法人税等合計 | 1,048 | 2,494 | △418 |
| 少数株主損失(△) | △145 | △87 | △163 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | △4,505 | 1,362 | △9,312 |

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|-----------------|---|---|--|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 27,484 | 27,484 | 27,484 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 27,484 | 27,484 | 27,484 |
| 資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 49,483 | 49,483 | 49,483 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 49,483 | 49,483 | 49,483 |
| 利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 22,659 | 11,704 | 22,659 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △1,642 | — | △1,642 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | △4,505 | 1,362 | △9,312 |
| 当中間期変動額合計 | △6,147 | 1,362 | △10,954 |
| 当中間期末残高 | 16,512 | 13,067 | 11,704 |
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | △114 | △121 | △114 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | △3 | △1 | △6 |
| 当中間期変動額合計 | △3 | △1 | △6 |
| 当中間期末残高 | △118 | △122 | △121 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 99,512 | 88,551 | 99,512 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △1,642 | — | △1,642 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | △4,505 | 1,362 | △9,312 |
| 自己株式の取得 | △3 | △1 | △6 |
| 当中間期変動額合計 | △6,151 | 1,361 | △10,960 |
| 当中間期末残高 | 93,361 | 89,913 | 88,551 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | △403 | △512 | △403 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 955 | 3,112 | △109 |
| 当中間期変動額合計 | 955 | 3,112 | △109 |
| 当中間期末残高 | 552 | 2,600 | △512 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | △50 | 69 | △50 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | △34 | 61 | 120 |
| 当中間期変動額合計 | △34 | 61 | 120 |
| 当中間期末残高 | △85 | 131 | 69 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | △454 | △442 | △454 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 920 | 3,174 | 11 |
| 当中間期変動額合計 | 920 | 3,174 | 11 |
| 当中間期末残高 | 466 | 2,731 | △442 |
| 少数株主持分 | | | |
| 前期末残高 | 794 | 613 | 794 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | △152 | △68 | △181 |
| 当中間期変動額合計 | △152 | △68 | △181 |
| 当中間期末残高 | 642 | 544 | 613 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 99,852 | 88,721 | 99,852 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △1,642 | — | △1,642 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | △4,505 | 1,362 | △9,312 |
| 自己株式の取得 | △3 | △1 | △6 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 768 | 3,105 | △170 |
| 当中間期変動額合計 | △5,382 | 4,467 | △11,131 |
| 当中間期末残高 | 94,470 | 93,188 | 88,721 |

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) | 前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|---------------------------------|--|--|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△) | △3,602 | 3,769 | △9,894 |
| 減価償却費 | 1,416 | 1,369 | 2,839 |
| 減損損失 | — | 364 | 226 |
| 貸倒引当金の増減(△) | 14,750 | 7,417 | 31,346 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 17 | 6 | △237 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 195 | 2 | 307 |
| 前払年金費用の増減額(△は増加) | 88 | 280 | 170 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) | △39 | △52 | △55 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減(△) | △44 | 81 | △74 |
| 資金運用収益 | △28,024 | △25,673 | △55,390 |
| 資金調達費用 | 4,762 | 3,468 | 8,644 |
| 有価証券関係損益(△) | △120 | △2,140 | △140 |
| 為替差損益(△は益) | △43 | 438 | △93 |
| 固定資産処分損益(△は益) | 356 | 47 | 695 |
| 商品有価証券の純増(△)減 | △218 | △96 | △54 |
| 貸出金の純増(△)減 | △12,990 | △1,170 | △36,903 |
| 預金の純増減(△) | 28,829 | 44,058 | 65,582 |
| 譲渡性預金の純増減(△) | △24,604 | 4,639 | △29,462 |
| 借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△) | △293 | △233 | △360 |
| 有利息預け金の純増(△)減 | 81 | 22 | 50 |
| コールローン等の純増(△)減 | 45,168 | 9,383 | 22,116 |
| コールマネー等の純増減(△) | — | △1,000 | 1,000 |
| 債券貸借取引受入担保金の純増減(△) | 4,996 | △16,096 | 16,096 |
| 外国為替(資産)の純増(△)減 | △525 | 122 | △593 |
| 外国為替(負債)の純増減(△) | 58 | 36 | △12 |
| リース債権及びリース投資資産の増減額(△は増加) | 854 | △382 | 165 |
| 資金運用による収入 | 28,037 | 26,023 | 55,427 |
| 資金調達による支出 | △4,172 | △3,300 | △8,352 |
| その他 | △397 | △2,122 | 1,023 |
| 小計 | 54,535 | 49,262 | 64,068 |
| 法人税等の支払額 | △1,616 | △122 | △2,450 |
| 法人税等の還付額 | — | 777 | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 52,919 | 49,917 | 61,618 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有価証券の取得による支出 | △408,224 | △332,177 | △613,840 |
| 有価証券の売却による収入 | 201,144 | 209,994 | 359,463 |
| 有価証券の償還による収入 | 144,252 | 72,390 | 191,367 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △747 | △917 | △1,576 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 100 | 40 | 380 |
| その他 | △555 | △864 | △1,243 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △64,030 | △51,535 | △65,449 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 劣後特約付借入金の返済による支出 | — | △3,000 | — |
| 配当金の支払額 | △1,639 | △1 | △1,639 |
| 自己株式の取得による支出 | △3 | △1 | △6 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △1,642 | △3,003 | △1,645 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 2 | △11 | 16 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △12,751 | △4,632 | △5,460 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 48,821 | 43,361 | 48,821 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※1 36,069 | ※1 38,728 | ※1 43,361 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|----------------|--|--|--|
| 1 連結の範囲に関する事項 | <p>(1) 連結子会社13社 みなとビジネスサービス株式会社 みなとモーゲージサービス株式会社 みなと保証株式会社 みなとリース株式会社 株式会社みなとカード みなとシステム株式会社 みなとキャピタル株式会社 みなとベンチャー育成二号投資事業有限責任組合 みなと元気ファンド投資事業有限責任組合 みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合 ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合 みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合 Minato Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当なし</p> | <p>(1) 連結子会社13社 みなとビジネスサービス株式会社 みなとモーゲージサービス株式会社 みなと保証株式会社 みなとリース株式会社 株式会社みなとカード みなとシステム株式会社 みなとキャピタル株式会社 みなとベンチャー育成二号投資事業有限責任組合 みなと元気ファンド投資事業有限責任組合 みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合 ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合 みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合 Minato Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p> | <p>(1) 連結子会社 13社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p> |
| 2 持分法の適用に関する事項 | <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当なし</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当なし</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当なし</p> | <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> | <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|------------------------|--|---|--|
| | (4) 持分法非適用の関連会社 該当なし | (4) 持分法非適用の関連会社 同左 | (4) 持分法非適用の関連会社 同左 |
| 3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項 | (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 8社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 | (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 8社 (2) 同左 | (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 8社 12月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。 |
| 4 会計処理基準に関する事項 | (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 | (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 | (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 |
| | (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 | (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 | (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等(時価のある株式については連結決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 |
| | (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 | (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 | (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|---|--|
| | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p style="text-align: center;">同左</p> | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p style="text-align: center;">同左</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|--|
| | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|---|--|---|
| | <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,697百万円であります。</p> | <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は42,155百万円あります。</p> | <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,904百万円あります。</p> |
| | <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> | <p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p> | <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> |
| | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p> | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|---|--|---|
| | (8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 | (8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左 | (8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 |
| | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。 | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左 | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。 |
| | (10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 | (10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左 | (10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|-------------------------------|--|--|---|
| | <p>(11)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> | <p>(11)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> | <p>(11)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> |
| | <p>(12)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> | <p>(12)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> | <p>(12)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> |
| 5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p> | <p>同左</p> | <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p> |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|--|---|
| <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸手の会計処理 <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の減価償却累計額控除後の額を契約額とし、期首に契約したものととしてリース投資資産に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、リース投資資産が6,118百万円増加しております。また、経常損失及び税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間よりリース取引の売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法としており、従来の方法によった場合に比べ、経常収益及び経常費用が1,293百万円それぞれ減少しております。</p> ・借手の会計処理 <p>該当ありません。</p> | <p style="text-align: center;">—</p> | <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸手の会計処理 <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の減価償却累計額控除後の額を契約額とし、期首に契約したものととしてリース投資資産に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、リース投資資産が6,572百万円増加しております。また、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、当連結会計年度よりリース取引の売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法としており、従来の方法によった場合に比べ、経常収益及び経常費用が2,604百万円それぞれ減少しております。</p> ・借手の会計処理 <p>該当ありません。</p> |

【追加情報】

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|---|
| <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が4,520百万円増加、「繰延税金資産」が1,836百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,683百万円増加しております。</p> | <p style="text-align: center;">—</p> | <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

| 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|--|---|---|
| <p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は15,770百万円、延滞債権額は56,951百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は655百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,907百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は13,119百万円、延滞債権額は61,811百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は602百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,833百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は16,682百万円、延滞債権額は64,876百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は498百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,087百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|--|---|--|
| <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,285百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、47,018百万円であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、26,863百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 41,153百万円 預け金 0百万円 その他資産 91百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,809百万円 債券貸借取引 4,933百万円 受入担保金 その他負債 50百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券50,208百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,947百万円あります。</p> | <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,367百万円あります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,689百万円あります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、27,012百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 41,853百万円 預け金 0百万円 その他資産 92百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,163百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券53,636百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,746百万円あります。</p> | <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,144百万円あります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,014百万円あります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、26,608百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 64,939百万円 預け金 0百万円 その他資産 91百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,468百万円 コールマネー 1,000百万円 債券貸借取引受入担保 16,096百万円 金 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券53,447百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,818百万円あります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|--|---|---|
| <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、496,149百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が485,543百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 18,246百万円</p> <p>—</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> | <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、503,115百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が494,424百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 19,406百万円</p> <p>—</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 同左</p> | <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、487,816百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が479,576百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 18,771百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 同左</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|---|---|---|
| ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は26,480百万円であります。 | ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は21,046百万円であります。 | ※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は22,990百万円であります。 |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|----------------|----|----------------|-----|-------|-----|----|--------|-------|---------|-----|---|--|--|-----|--|----|----|----|----------------|--------|----|---------|-----|---------------|----|-----|----|---|--|--|-----|
| <p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益290百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額14,750百万円及び株式等償却310百万円を含んでおります。</p> | <p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益374百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,417百万円及び株式等償却251百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック(連携して営業を行っている営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っており、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額364百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="596 1312 979 1615"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>兵庫県尼崎市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>364</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。</p> | 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) | 東京都 | 営業用店舗 | 建物等 | 13 | 兵庫県尼崎市 | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 350 | 計 | | | 364 | <p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益748百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却1,502百万円、債権売却損249百万円及び貸出金償却248百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック(連携して営業を行っている営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っており、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、店舗廃止及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額226百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1018 1312 1401 1588"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県明石市</td> <td>遊休</td> <td>土地及び建物等</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>兵庫県神戸市 兵庫区</td> <td>遊休</td> <td>建物等</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>226</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。</p> | 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) | 兵庫県明石市 | 遊休 | 土地及び建物等 | 169 | 兵庫県神戸市 兵庫区 | 遊休 | 建物等 | 57 | 計 | | | 226 |
| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京都 | 営業用店舗 | 建物等 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県尼崎市 | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 350 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | 364 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県明石市 | 遊休 | 土地及び建物等 | 169 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県神戸市 兵庫区 | 遊休 | 建物等 | 57 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | 226 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 株式数 (千株) | 当中間連結会計 期間増加株式数 (千株) | 当中間連結会計 期間減少株式数 (千株) | 当中間連結会計 期間末株式数 (千株) | 摘要 |
|-------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 410,940 | — | — | 410,940 | |
| 合計 | 410,940 | — | — | 410,940 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 412 | 19 | — | 432 | (注) |
| 合計 | 412 | 19 | — | 432 | |

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの金額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,642 | 4 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 株式数 (千株) | 当中間連結会計 期間増加株式数 (千株) | 当中間連結会計 期間減少株式数 (千株) | 当中間連結会計 期間末株式数 (千株) | 摘要 |
|-------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 410,940 | — | — | 410,940 | |
| 合計 | 410,940 | — | — | 410,940 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 449 | 8 | — | 458 | (注) |
| 合計 | 449 | 8 | — | 458 | |

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 株式数 (千株) | 当連結会計年度 増加株式数 (千株) | 当連結会計年度 減少株式数 (千株) | 当連結会計年度末 株式数 (千株) | 摘要 |
|-------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 410,940 | — | — | 410,940 | |
| 合計 | 410,940 | — | — | 410,940 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 412 | 37 | — | 449 | (注) |
| 合計 | 412 | 37 | — | 449 | |

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの金額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,642 | 4 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月30日 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|
| ※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 36,192 有利息預け金 △122 <u>現金及び現金同等物 36,069</u> | ※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 38,858 有利息預け金 △130 <u>現金及び現金同等物 38,728</u> | ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 43,514 有利息預け金 △152 <u>現金及び現金同等物 43,361</u> |

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※ 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 14,974 | 16,582 | 1,608 |
| 債券 | 384,375 | 384,126 | △248 |
| 国債 | 209,043 | 208,956 | △87 |
| 地方債 | 101,306 | 101,103 | △203 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 74,024 | 74,066 | 42 |
| その他 | 11,615 | 11,208 | △406 |
| 合計 | 410,964 | 411,917 | 953 |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は135百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|-------------------|---------|
| 満期保有目的の債券 | — |
| その他有価証券 | |
| 社債 | 26,565 |
| 非上場株式 | 2,207 |
| 投資事業有限責任組合等への出資持分 | 1,137 |

II 当中間連結会計期間末

※ 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----|-----------------------|-------------|-------------|
| 国債 | — | — | — |
| 地方債 | 25,657 | 25,761 | 103 |
| 社債 | 12,398 | 12,477 | 79 |
| その他 | — | — | — |
| 合計 | 38,056 | 38,238 | 182 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 14,581 | 15,258 | 676 |
| 債券 | 376,958 | 380,496 | 3,537 |
| 国債 | 173,166 | 174,640 | 1,473 |
| 地方債 | 124,246 | 125,443 | 1,197 |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社債 | 79,545 | 80,412 | 866 |
| その他 | 34,601 | 34,789 | 187 |
| 合計 | 426,141 | 430,544 | 4,402 |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回収可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,169百万円増加、「繰延税金資産」は1,287百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,881百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|-------------------|---------|
| 満期保有目的の債券 | — |
| その他有価証券 | |
| 社債 | 21,083 |
| 非上場株式 | 1,975 |
| 投資事業有限責任組合等への出資持分 | 1,173 |

Ⅲ 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

| | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額(百万円) |
|----------|-----------------|------------------------------|
| 売買目的有価証券 | 512 | 6 |

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|------|---------------|-------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 14,614 | 12,816 | △1,798 | 879 | 2,678 |
| 債券 | 405,847 | 407,304 | 1,456 | 2,290 | 833 |
| 国債 | 213,354 | 214,272 | 917 | 1,515 | 597 |
| 地方債 | 105,167 | 105,426 | 258 | 384 | 125 |
| 短期社債 | 5,993 | 5,997 | 3 | 3 | — |
| 社債 | 81,331 | 81,608 | 276 | 387 | 110 |
| その他 | 21,710 | 21,189 | △520 | 21 | 542 |
| 合計 | 442,172 | 441,310 | △862 | 3,191 | 4,053 |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は1,131百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

| | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回収可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、

「有価証券」は3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,079百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 359,463 | 2,168 | 524 |

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

| | 金額(百万円) |
|-------------------|---------|
| 満期保有目的の債券 | — |
| その他有価証券 | |
| 社債 | 23,027 |
| 非上場株式 | 2,124 |
| 投資事業有限責任組合等への出資持分 | 1,253 |

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成21年3月31日現在)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 52,795 | 254,198 | 86,764 | 36,572 |
| 国債 | — | 104,532 | 73,167 | 36,572 |
| 地方債 | 24,502 | 75,315 | 5,608 | — |
| 短期社債 | 5,997 | — | — | — |
| 社債 | 22,296 | 74,350 | 7,989 | — |
| その他 | 2,829 | 18,236 | 783 | — |
| 合計 | 55,625 | 272,435 | 87,548 | 36,572 |

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|----------------------------|---------|
| 評価差額 | 953 |
| その他有価証券 | 953 |
| その他の金銭の信託 | — |
| (△) 繰延税金負債 | 387 |
| その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前) | 565 |
| (△) 少数株主持分相当額 | 13 |
| その他有価証券評価差額金 | 552 |

II 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|----------------------------|---------|
| 評価差額 | 4,402 |
| その他有価証券 | 4,402 |
| その他の金銭の信託 | — |
| (△) 繰延税金負債 | 1,782 |
| その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前) | 2,619 |
| (△) 少数株主持分相当額 | 19 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,600 |

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|----------------------------|---------|
| 評価差額 | △862 |
| その他有価証券 | △862 |
| その他の金銭の信託 | — |
| (+) 繰延税金資産 | 350 |
| その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前) | △512 |
| (△) 少数株主持分相当額 | 0 |
| その他有価証券評価差額金 | △512 |

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|---------|---------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 金利先物 | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — |
| 店頭 | 金利先渡契約 | — | — | — |
| | 金利スワップ | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — |
| | その他 | 5,684 | — | 22 |
| | 合計 | — | — | 22 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|---------|---------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 通貨先物 | — | — | — |
| | 通貨オプション | — | — | — |
| 店頭 | 通貨スワップ | — | — | — |
| | 為替予約 | 19,368 | 36 | 36 |
| | 通貨オプション | 149,543 | 829 | 829 |
| | その他 | — | — | — |
| | 合計 | — | 865 | 865 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|---------|---------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 金利先物 | — | — | — |
| | 金利オプション | — | — | — |
| 店頭 | 金利先渡契約 | — | — | — |
| | 金利スワップ | 15,247 | 94 | 94 |
| | 金利オプション | — | — | — |
| | その他 | 10,705 | — | 32 |
| | 合計 | — | 94 | 126 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|---------|---------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 通貨先物 | — | — | — |
| | 通貨オプション | — | — | — |
| 店頭 | 通貨スワップ | 3,958 | 11 | 11 |
| | 為替予約 | 16,556 | 17 | 17 |
| | 通貨オプション | 115,402 | 755 | 755 |
| | その他 | — | — | — |
| | 合計 | — | 785 | 785 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容と利用目的

当行の行っておりますデリバティブ取引の内容と利用目的は以下のとおりであります。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引を行っておりません。

- ・ 当行の資産・負債総合管理(A L M)における金利変動リスクを回避する目的で利用する金利スワップ取引。
- ・ 顧客の依頼により行う為替予約取引、金利スワップ取引、金利キャップ取引、通貨オプション取引。
- ・ 顧客との取引により発生する為替変動リスクや金利変動リスクを回避する目的で行う為替予約取引、金利スワップ取引、金利キャップ取引、通貨オプション取引。
- ・ 当行の保有している債券に対するヘッジの目的で行う債券先物取引、金利スワップ取引。

(2) 取引に対する取組方針

当行では、デリバティブ取引を為替や金利等の変動のリスクを回避し、効率的な運用・調達を行うための手段として位置付けて取組んでおります。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引によって発生するリスクとして、取引先の契約不履行等によって損失が発生する信用リスク、為替や金利等の変動によって損失が発生する市場リスク等があります。これらのリスクを把握・管理していくことが重要であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の取引及び管理は、市場金融部・証券国際事務部において、取引権限・取組限度等を定めた行内管理規程を制定し、この規程に従って相互牽制の機能した体制にて取引を行っております。また、定期的にポジションやリスクの状況を把握・検証しております。

(5) 取引の契約額・時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引における想定元本とは、取引において受取・支払利息等を決定するために用いられる名目上の元本であり、想定元本額自体は必ずしもリスクの大きさを示すものではありません。

(6) デリバティブ取引のヘッジ会計適用について

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。

なお、ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 金利先物 | | | | |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| 店頭 | 金利先渡契約 | | | | |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 2,906 | 2,906 | 22 | 22 |
| | 受取変動・支払固定 | 2,906 | 2,906 | △6 | △6 |
| | 受取変動・支払変動 | — | — | — | — |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | その他 | | | | |
| 売建 | 3,959 | 3,959 | △22 | 49 | |
| 買建 | 3,959 | 3,959 | 22 | △25 | |
| | 合計 | — | — | 16 | 40 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|---------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| 店頭 | 通貨スワップ | — | — | — | — |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 6,581 | 300 | △79 | △79 |
| | 買建 | 5,933 | 413 | 105 | 105 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 74,136 | 51,290 | △4,980 | △496 |
| | 買建 | 74,136 | 51,290 | 5,867 | 1,383 |
| | その他 | | | | |
| 売建 | — | — | — | — | |
| 買建 | — | — | — | — | |
| | 合計 | — | — | 912 | 912 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

| | 銀行業 (百万円) | その他の事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社(百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|--------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 35,664 | 2,445 | 38,109 | — | 38,109 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 203 | 161 | 364 | (364) | — |
| 計 | 35,867 | 2,606 | 38,474 | (364) | 38,109 |
| 経常費用 | 38,895 | 2,781 | 41,677 | (347) | 41,329 |
| 経常損失 | △3,027 | △175 | △3,202 | (17) | △3,219 |

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 業務区分は、主に連結会社の事業の内容により区分しております。各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) その他の事業・・・リース、クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託業等
- 3 事業区分の方法については、従来、「銀行業」「リース業」「その他の事業」の3区分としておりましたが、「リース業」の全セグメントに占める割合が低下したため、当中間連結会計期間から「リース業」を「その他の事業」に含めて表示しております。なお、「リース業」における経常収益は1,310百万円、経常損失は33百万円であります。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

| | 銀行業 (百万円) | その他の事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社(百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|--------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 34,038 | 1,974 | 36,013 | — | 36,013 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 181 | 135 | 317 | (317) | — |
| 計 | 34,220 | 2,110 | 36,331 | (317) | 36,013 |
| 経常費用 | 29,853 | 2,291 | 32,144 | (305) | 31,839 |
| 経常利益 (△は経常損失) | 4,367 | △180 | 4,186 | (12) | 4,174 |

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 業務区分は、主に連結会社の事業の内容により区分しております。各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) その他の事業・・・リース、クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託業等

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

| | 銀行業 (百万円) | その他の事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社(百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|--------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する経常収益 | 70,240 | 4,561 | 74,801 | — | 74,801 |
| (2) セグメント間の 内部経常収益 | 400 | 326 | 727 | (727) | — |
| 計 | 70,641 | 4,887 | 75,529 | (727) | 74,801 |
| 経常費用 | 79,386 | 5,094 | 84,481 | (671) | 83,809 |
| 経常損失(△) | △8,745 | △206 | △8,951 | (55) | △9,007 |

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 業務区分は、主に連結会社の事業の内容により区分しております。各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) その他の事業・・・リース、クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託業等
- 3 事業区分の方法については、従来、「銀行業」「リース業」「その他の事業」の3区分としておりましたが、「リース業」の全セグメントに占める割合が低下したため、当連結会計年度から「リース業」を「その他の事業」に含めて表示しております。なお、「リース業」における経常収益は2,412百万円、経常損失は10百万円であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|---|--|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 228.56 | 225.69 | 214.64 |
| 1株当たり 中間(当期)純利益金額 (△は中間(当期)純 損失金額) | 円 | △10.97 | 3.32 | △22.68 |
| 潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額 | 円 | — | — | — |

(注) 1 1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額(△は1株当たり中間(当期)純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

| | | 前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成21年3月31日) |
|---|-----|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額 | 百万円 | 94,470 | 93,188 | 88,721 |
| 純資産の部の合計額か ら控除する金額 | 百万円 | 642 | 544 | 613 |
| (うち少数株主持分) | 百万円 | 642 | 544 | 613 |
| 普通株式に係る中間期 末(期末)の純資産額 | 百万円 | 93,827 | 92,644 | 88,108 |
| 1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式 の数 | 千株 | 410,508 | 410,482 | 410,491 |

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額(△は1株当たり中間(当期)純損失金額)

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|-----|--|--|--|
| 中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純 損失) | 百万円 | △4,505 | 1,362 | △9,312 |
| 普通株主に 帰属しない金額 | 百万円 | — | — | — |
| 普通株式に係る 中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純 損失) | 百万円 | △4,505 | 1,362 | △9,312 |
| 普通株式の(中間) 期中平均株式数 | 千株 | 410,519 | 410,486 | 410,510 |

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

| 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|--|
| — | — | — |

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

| | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 経常収益 | 19,770 | 17,952 |
| 資金運用収益 | 14,068 | 12,575 |
| (うち貸出金利息) | 12,544 | 11,206 |
| (うち有価証券利息配当金) | 1,277 | 1,144 |
| 役務取引等収益 | 3,347 | 2,749 |
| その他業務収益 | 1,620 | 2,098 |
| その他経常収益 | 733 | 528 |
| 経常費用 | 23,705 | 16,377 |
| 資金調達費用 | 2,412 | 1,698 |
| (うち預金利息) | 1,856 | 1,253 |
| 役務取引等費用 | 852 | 846 |
| その他業務費用 | 830 | 562 |
| 営業経費 | 9,048 | 8,641 |
| その他経常費用 | ※1 10,561 | ※1 4,628 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △3,934 | 1,575 |
| 特別利益 | 6 | 4 |
| 償却債権取立益 | 6 | 4 |
| 特別損失 | 395 | 392 |
| 固定資産処分損 | 395 | 41 |
| 減損損失 | — | 350 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | △4,324 | 1,187 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △912 | 674 |
| 法人税等調整額 | △102 | 315 |
| 法人税等合計 | △1,014 | 990 |
| 少数株主損失(△) | △57 | △22 |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△) | △3,252 | 218 |

| 前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) |
|---|---|
| ※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額10,003百万円を含んでおります。 | ※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,041百万円を含んでおります。 |

(2) その他

該当事項なし

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日) |
|--------------|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | ※8 36,183 | ※8 38,845 | ※8 43,503 |
| コールローン | 4,329 | 18,568 | 28,323 |
| 商品有価証券 | 677 | 611 | 512 |
| 有価証券 | ※1, ※8, ※14 445,059 | ※1, ※8, ※14 496,338 | ※1, ※8, ※14 471,184 |
| 貸出金 | ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,240,765 | ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,243,361 | ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,249,888 |
| 外国為替 | ※6 5,496 | ※6 5,442 | ※6 5,564 |
| その他資産 | ※8 25,399 | ※8 21,531 | ※8 21,491 |
| 有形固定資産 | ※10 35,458 | ※10 34,594 | ※10, ※11 34,936 |
| 無形固定資産 | 3,705 | 4,143 | 3,835 |
| 繰延税金資産 | 16,074 | 15,369 | 18,253 |
| 支払承諾見返 | 19,107 | 17,429 | 17,570 |
| 貸倒引当金 | △34,284 | △33,850 | △35,664 |
| 資産の部合計 | 2,797,973 | 2,862,386 | 2,859,400 |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | ※8 2,584,293 | ※8 2,664,896 | ※8 2,621,453 |
| 譲渡性預金 | 7,564 | 7,345 | 2,706 |
| コールマネー | — | — | ※8 1,000 |
| 債券貸借取引受入担保金 | ※8 4,933 | — | ※8 16,096 |
| 借入金 | ※12 57,662 | ※12 54,361 | ※12 57,594 |
| 外国為替 | 176 | 142 | 105 |
| 社債 | ※13 5,000 | ※13 5,000 | ※13 5,000 |
| その他負債 | 20,449 | 16,155 | 45,452 |
| 未払法人税等 | 205 | 1,839 | 122 |
| リース債務 | 399 | 206 | 276 |
| その他の負債 | 19,843 | 14,109 | 45,053 |
| 賞与引当金 | 922 | 683 | 666 |
| 退職給付引当金 | 3,667 | 3,762 | 3,769 |
| 役員退職慰労引当金 | 231 | 151 | 208 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 606 | 657 | 576 |
| 支払承諾 | 19,107 | 17,429 | 17,570 |
| 負債の部合計 | 2,704,613 | 2,770,584 | 2,772,199 |
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 27,484 | 27,484 | 27,484 |
| 資本剰余金 | 49,483 | 49,483 | 49,483 |
| 資本準備金 | 27,430 | 27,430 | 27,430 |
| その他資本剰余金 | 22,053 | 22,053 | 22,053 |
| 利益剰余金 | 16,076 | 12,234 | 10,799 |
| 利益準備金 | 53 | 53 | 53 |
| その他利益剰余金 | 16,022 | 12,181 | 10,745 |
| 別途積立金 | 2,325 | 2,325 | 2,325 |
| 繰越利益剰余金 | 13,697 | 9,856 | 8,420 |
| 自己株式 | △118 | △122 | △121 |
| 株主資本合計 | 92,925 | 89,080 | 87,645 |
| その他有価証券評価差額金 | 521 | 2,589 | △514 |
| 繰延ヘッジ損益 | △85 | 131 | 69 |
| 評価・換算差額等合計 | 435 | 2,720 | △445 |
| 純資産の部合計 | 93,360 | 91,801 | 87,200 |
| 負債及び純資産の部合計 | 2,797,973 | 2,862,386 | 2,859,400 |

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|------------------------|--|--|--|
| 経常収益 | 35,233 | 33,608 | 69,349 |
| 資金運用収益 | 27,501 | 25,105 | 54,236 |
| (うち貸出金利息) | 24,782 | 22,420 | 49,039 |
| (うち有価証券利息配当金) | 2,377 | 2,486 | 4,564 |
| 役務取引等収益 | 5,791 | 4,927 | 10,263 |
| その他業務収益 | 960 | 2,645 | 3,064 |
| その他経常収益 | ※1 980 | ※1 929 | ※1 1,784 |
| 経常費用 | 38,048 | 29,351 | 78,531 |
| 資金調達費用 | 4,772 | 3,474 | 8,662 |
| (うち預金利息) | 3,650 | 2,576 | 6,512 |
| 役務取引等費用 | 1,960 | 1,941 | 3,753 |
| その他業務費用 | 138 | 127 | 508 |
| 営業経費 | ※2 17,228 | ※2 16,680 | 33,666 |
| その他経常費用 | ※3 13,947 | ※3 7,127 | ※3 31,939 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | △2,814 | 4,257 | △9,182 |
| 特別利益 | 18 | 3 | 20 |
| 特別損失 | 410 | ※4 410 | ※4 918 |
| 税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△) | △3,206 | 3,849 | △10,080 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 81 | 1,697 | 61 |
| 法人税等調整額 | 285 | 717 | △1,290 |
| 法人税等合計 | 367 | 2,414 | △1,229 |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | △3,573 | 1,435 | △8,850 |

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|------------------|--|--|---|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 27,484 | 27,484 | 27,484 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 27,484 | 27,484 | 27,484 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 前期末残高 | 27,430 | 27,430 | 27,430 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 27,430 | 27,430 | 27,430 |
| その他資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 22,053 | 22,053 | 22,053 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 22,053 | 22,053 | 22,053 |
| 資本剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | 49,483 | 49,483 | 49,483 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 49,483 | 49,483 | 49,483 |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | | |
| 前期末残高 | 53 | 53 | 53 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 53 | 53 | 53 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | | | |
| 前期末残高 | 2,325 | 2,325 | 2,325 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — |
| 当中間期末残高 | 2,325 | 2,325 | 2,325 |
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 18,913 | 8,420 | 18,913 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △1,642 | — | △1,642 |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | △3,573 | 1,435 | △8,850 |
| 当中間期変動額合計 | △5,215 | 1,435 | △10,492 |
| 当中間期末残高 | 13,697 | 9,856 | 8,420 |
| 利益剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | 21,291 | 10,799 | 21,291 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △1,642 | — | △1,642 |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | △3,573 | 1,435 | △8,850 |
| 当中間期変動額合計 | △5,215 | 1,435 | △10,492 |
| 当中間期末残高 | 16,076 | 12,234 | 10,799 |

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|------------------------|--|--|---|
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | △114 | △121 | △114 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | △3 | △1 | △6 |
| 当中間期変動額合計 | △3 | △1 | △6 |
| 当中間期末残高 | △118 | △122 | △121 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 98,144 | 87,645 | 98,144 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △1,642 | — | △1,642 |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | △3,573 | 1,435 | △8,850 |
| 自己株式の取得 | △3 | △1 | △6 |
| 当中間期変動額合計 | △5,219 | 1,434 | △10,498 |
| 当中間期末残高 | 92,925 | 89,080 | 87,645 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | △467 | △514 | △467 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 988 | 3,104 | △47 |
| 当中間期変動額合計 | 988 | 3,104 | △47 |
| 当中間期末残高 | 521 | 2,589 | △514 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | △50 | 69 | △50 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | △34 | 61 | 120 |
| 当中間期変動額合計 | △34 | 61 | 120 |
| 当中間期末残高 | △85 | 131 | 69 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | △518 | △445 | △518 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 954 | 3,166 | 73 |
| 当中間期変動額合計 | 954 | 3,166 | 73 |
| 当中間期末残高 | 435 | 2,720 | △445 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 97,625 | 87,200 | 97,625 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △1,642 | — | △1,642 |
| 中間純利益又は中間純損失 (△) | △3,573 | 1,435 | △8,850 |
| 自己株式の取得 | △3 | △1 | △6 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 954 | 3,166 | 73 |
| 当中間期変動額合計 | △4,265 | 4,600 | △10,425 |
| 当中間期末残高 | 93,360 | 91,801 | 87,200 |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) |
|-----------------------|---|--|---|
| 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法 | 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 | 同左 | 同左 |
| 2 有価証券の評価基準及び評価方法 | 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 | 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 | 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等(時価のある株式については決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 |
| 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 | 同左 | 同左 |
| 4 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年 |

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|------------|---|---|---|
| 5 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,870百万円であります。</p> | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,738百万円であります。</p> | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,738百万円であります。</p> |

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|---|--|---|
| | (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 | (2) 賞与引当金 同左 | (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 |
| | (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 | (3) 退職給付引当金 同左 | (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 |
| | (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 | (4) 役員退職慰労引当金 同左 | (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 |

| | 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|------------------------|---|--|--|
| | (5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。 | (5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左 | (5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当事業年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。 |
| 6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 | 同左 | 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |
| 7 ヘッジ会計の方法 | 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 | 金利リスク・ヘッジ 同左 | 金利リスク・ヘッジ 同左 |
| 8 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。 | 同左 | 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。 |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|---|--|---|
| <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は399百万円、「その他負債」中のリース債務は399百万円増加しております。また、経常損失、税引前中間純損失に与える影響はありません。</p> | <p style="text-align: center;">—</p> | <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は276百万円、「その他負債」中のリース債務は276百万円増加しております。また、経常損失、税引前当期純損失に与える影響はありません。</p> |

【表示方法の変更】

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) |
|--|--|
| (中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。 | — |

【追加情報】

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) |
|--|--|---|
| <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間会計期間においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が4,520百万円増加、「繰延税金資産」が1,836百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,683百万円増加しております。</p> | <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,169百万円増加、「繰延税金資産」は1,287百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,881百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> | <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> |

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

| 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度末 (平成21年3月31日) |
|---|--|--|
| <p>※1 関係会社の株式及び出資総額 4,275百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は15,846百万円、延滞債権額は56,777百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は655百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,907百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 関係会社の株式及び出資総額 4,226百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は13,028百万円、延滞債権額は61,710百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は602百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,833百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>※1 関係会社の株式及び出資総額 4,327百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は16,609百万円、延滞債権額は64,680百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は498百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,087百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> |

| 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度末 (平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|------------------------|-----|------|-------|-------|----|----------|--------|----------|-------|--|--|------|-----------|-----|------|-------|-------|----|----------|--|------|-----------|-----|------|-------|-------|----|----------|--------|----------|--------|--|--------|-----------|
| <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,187百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、47,018百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、26,863百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>41,103百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>91百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>4,809百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>4,933百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券50,208百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,942百万円あります。</p> | 有価証券 | 41,103百万円 | 預け金 | 0百万円 | その他資産 | 91百万円 | 預金 | 4,809百万円 | 債券貸借取引 | 4,933百万円 | 受入担保金 | | <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,175百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,689百万円あります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、27,012百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>41,853百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>92百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,163百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券53,636百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,741百万円あります。</p> | 有価証券 | 41,853百万円 | 預け金 | 0百万円 | その他資産 | 92百万円 | 預金 | 3,163百万円 | <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,875百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,014百万円あります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、貸借対照表に計上した額は、26,608百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>64,939百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>91百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>5,468百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引受入担保金</td> <td>16,096百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券53,447百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,813百万円あります。</p> | 有価証券 | 64,939百万円 | 預け金 | 0百万円 | その他資産 | 91百万円 | 預金 | 5,468百万円 | コールマネー | 1,000百万円 | 債券貸借取引 | | 引受入担保金 | 16,096百万円 |
| 有価証券 | 41,103百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預け金 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他資産 | 91百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 4,809百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引 | 4,933百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受入担保金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 41,853百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預け金 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他資産 | 92百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 3,163百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 64,939百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預け金 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他資産 | 91百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 5,468百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コールマネー | 1,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 引受入担保金 | 16,096百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度末 (平成21年3月31日) |
|--|---|---|
| <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、475,787百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が465,181百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 18,065百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> | <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、487,540百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が478,849百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 19,261百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 同左</p> | <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、473,170百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が464,930百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 18,636百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 同左</p> |

| 前中間会計期間末 (平成20年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 前事業年度末 (平成21年3月31日) |
|--|--|--|
| ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は26,480百万円であります。 | ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は21,046百万円であります。 | ※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は22,990百万円であります。 |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|----------------|----|----------------|-----|-------|-----|----|--------|-------|---------|-----|---|--|--|-----|--|----|----|----|----------------|--------|----|---------|-----|---------------|----|-----|----|---|--|--|-----|
| <p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益290百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 905百万円 無形固定資産 516百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額13,364百万円及び株式等償却156百万円を含んでおります。</p> | <p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益374百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 815百万円 無形固定資産 545百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,432百万円及び株式等償却105百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック(連携して営業を行っている営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、収益性の低下及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額364百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>兵庫県尼崎市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>364</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。</p> | 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) | 東京都 | 営業用店舗 | 建物等 | 13 | 兵庫県尼崎市 | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 350 | 計 | | | 364 | <p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益748百万円を含んでおります。</p> <p>—</p> <p>※3 その他経常費用には、債権売却損93百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック(連携して営業を行っている営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、店舗廃止及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額226百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県明石市</td> <td>遊休</td> <td>土地及び建物等</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>兵庫県神戸市 兵庫区</td> <td>遊休</td> <td>建物等</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>226</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。</p> | 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) | 兵庫県明石市 | 遊休 | 土地及び建物等 | 169 | 兵庫県神戸市 兵庫区 | 遊休 | 建物等 | 57 | 計 | | | 226 |
| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京都 | 営業用店舗 | 建物等 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県尼崎市 | 営業用店舗 | 土地及び建物等 | 350 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | 364 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失額 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県明石市 | 遊休 | 土地及び建物等 | 169 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県神戸市 兵庫区 | 遊休 | 建物等 | 57 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | 226 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (千株) | 当中間会計期間 増加株式数 (千株) | 当中間会計期間 減少株式数 (千株) | 当中間会計期間 末株式数 (千株) | 摘要 |
|------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 412 | 19 | — | 432 | (注) |
| 合計 | 412 | 19 | — | 432 | |

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (千株) | 当中間会計期間 増加株式数 (千株) | 当中間会計期間 減少株式数 (千株) | 当中間会計期間 末株式数 (千株) | 摘要 |
|------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 449 | 8 | — | 458 | (注) |
| 合計 | 449 | 8 | — | 458 | |

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (千株) | 当事業年度 増加株式数 (千株) | 当事業年度 減少株式数 (千株) | 当事業年度末 株式数 (千株) | 摘要 |
|------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 412 | 37 | — | 449 | (注) |
| 合計 | 412 | 37 | — | 449 | |

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)
該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
該当ありません。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当ありません。

(重要な後発事象)

| 前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日) | 当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日) | 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) |
|--|--|--|
| — | — | — |

4 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 確認書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の8第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年11月26日 |
| 【会社名】 | 株式会社みなと銀行 |
| 【英訳名】 | THE MINATO BANK, LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役頭取 藪 本 信 裕 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | — |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社みなと銀行大阪支店 (大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 瓦町ビル6階) |
| | ※株式会社みなと銀行東京支店 (東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号) |
| | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |
| | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取籾本信裕は、当行の第11期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

